

各都道府県介護保険主管部（局）

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

- ①「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について
- ②「要介護認定等の実施について」の一部改正について  
計4枚（本紙を除く）

Vol.681

平成30年9月28日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3944、3945)  
FAX : 03-3595-4010

老老発 0920 第 1 号  
平成 30 年 9 月 20 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について

要介護認定に係る認定調査等の実施については「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」(平成21年9月30日老老発0930第2号厚生労働省老健局老人保健課長通知)に基づき実施しているところであるが、今般、別添の通り見直しを行い、平成30年10月1日より適用することとしたので通知する。

当該内容について御了知の上、貴管内市区町村にその周知徹底を図られたい。

「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」  
の一部改正についての新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 前		改 正 後	
<p>(別添2) 主治医意見書記入の手引き (略)</p> <p>4. 生活機能とサービスに関する意見 (略)</p> <p>(5) 医学的管理の必要性 医学的観点から、申請者が利用する必要があると考えられる医療系サービスについて、以下の各サービスの内容を参考に、該当するサービスの口にレ印をつけてください。各サービスについては、予防給付で提供されるサービスも含まれます。 訪問歯科診療及び訪問歯科衛生指導については、口腔内の状態（例えば、歯の崩壊や喪失状態、歯の動揺や歯肉からの出血の有無、義歯の不適合等）をもとに、口腔ケアの必要性に応じて該当する口にレ印をつけてください。 また、特に必要性が高いと判断されるサービスについては、項目に下線を引いてください。 なお、本項目の記入は、ここに記入されているサービスについての指示書に代わるものではありませんのでご注意ください。</p>		<p>(別添2) 主治医意見書記入の手引き (略)</p> <p>4. 生活機能とサービスに関する意見 (略)</p> <p>(5) 医学的管理の必要性 医学的観点から、申請者が利用する必要があると考えられる医療系サービスについて、以下の各サービスの内容を参考に、該当するサービスの口にレ印をつけてください。各サービスについては、予防給付で提供されるサービスも含まれます。 訪問歯科診療及び訪問歯科衛生指導については、口腔内の状態（例えば、歯の崩壊や喪失状態、歯の動揺や歯肉からの出血の有無、義歯の不適合等）をもとに、口腔ケアの必要性に応じて該当する口にレ印をつけてください。 また、特に必要性が高いと判断されるサービスについては、項目に下線を引いてください。 なお、本項目の記入は、ここに記入されているサービスについての指示書に代わるものではありませんのでご注意ください。</p>	
(略)		(略)	
<u>看護職員の訪問による相談・支援</u>	<u>医療機関及び訪問看護ステーションの看護職員が訪問して、療養上の様々な課題・悩みに対する相談・支援を行うものをいう。</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
(略)		(略)	
(略)		(略)	

老発 0925 第 2 号  
平成 30 年 9 月 25 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
(公 印 省 略)

「要介護認定等の実施について」の一部改正について

要介護認定等に係る申請等については、これまで本職通知「要介護認定等の実施について」（平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 5 号厚生労働省老健局長通知）により取り扱われていたところであるが、このたび別添の通り改正を行い、平成 30 年 10 月 1 日より適用することとしたので通知する。

当該内容について御了知の上、貴管内市区町村にその周知徹底を図るとともに、要介護認定等の実施について遺漏のなきように期せられたい。

○ 要介護認定等の実施について (平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 5 号) (抄)

(変更点は下線部)

現行	改正後												
<p>(略)</p> <p>(別添 3) 主治医意見書</p> <p>(略)</p> <p>4. 生活機能とサービスに関する意見</p> <table border="1" data-bbox="170 469 1088 699"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(5) 医学的管理の必要性 (特に必要性の高いものには下線を引いて下さい。予防給付により提供されるサービスを含まず。</td></tr> <tr><td>□訪問診療 □訪問看護 □<u>看護職員の訪問による相談・支援</u> □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導</td></tr> <tr><td>□訪問リハビリテーション □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導</td></tr> <tr><td>□通所リハビリテーション □その他の医療系サービス ( )</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(5) 医学的管理の必要性 (特に必要性の高いものには下線を引いて下さい。予防給付により提供されるサービスを含まず。	□訪問診療 □訪問看護 □ <u>看護職員の訪問による相談・支援</u> □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導	□訪問リハビリテーション □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導	□通所リハビリテーション □その他の医療系サービス ( )	(略)	<p>(略)</p> <p>(別添 3) 主治医意見書</p> <p>(略)</p> <p>4. 生活機能とサービスに関する意見</p> <table border="1" data-bbox="1153 469 2072 699"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(5) 医学的管理の必要性 (特に必要性の高いものには下線を引いて下さい。予防給付により提供されるサービスを含まず。</td></tr> <tr><td>□訪問診療 □訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 □訪問リハビリテーション</td></tr> <tr><td>□短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 □通所リハビリテーション</td></tr> <tr><td>□その他の医療系サービス ( )</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(5) 医学的管理の必要性 (特に必要性の高いものには下線を引いて下さい。予防給付により提供されるサービスを含まず。	□訪問診療 □訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 □訪問リハビリテーション	□短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 □通所リハビリテーション	□その他の医療系サービス ( )	(略)
(略)													
(5) 医学的管理の必要性 (特に必要性の高いものには下線を引いて下さい。予防給付により提供されるサービスを含まず。													
□訪問診療 □訪問看護 □ <u>看護職員の訪問による相談・支援</u> □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導													
□訪問リハビリテーション □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導													
□通所リハビリテーション □その他の医療系サービス ( )													
(略)													
(略)													
(5) 医学的管理の必要性 (特に必要性の高いものには下線を引いて下さい。予防給付により提供されるサービスを含まず。													
□訪問診療 □訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 □訪問リハビリテーション													
□短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 □通所リハビリテーション													
□その他の医療系サービス ( )													
(略)													